なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、代表者の配置予定技術者の施工経験は、上記イの施工経験に代えて①又は②のいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）とすることができる。

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　技術提案に係わる具体的な施工計画が適正であること。技術提案に係わる具体的な施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案に係わる具体的な施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　施工体制の評価について
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

イ　工事全般の具体的な施工計画について
・工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について
・トンネル掘さくの施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・覆工コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する事項について
・第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。併せて、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒060―0002 札幌市中央区北二条西一丁目（マルイト札幌ビル）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課　電話011―231―3489　FAX011―251―6841

メールアドレス　keiyaku.spp@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成27年11月16日（月）から平成28年２月９日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

イ　交付場所　上記４⑴に同じ。

ウ　交付方法　上記交付場所で電子媒体にて交付する。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。ただし、１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間

㋐　郵送による提出期間　平成27年12月18日（金）午後５時必着。

㋑　持参による提出期間　平成27年11月16日（月）から平成27年12月18日（金）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

ウ　提出場所　上記４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札に移行した者は郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成28年２月９日（火）正午

㋑　持参の場合は、平成28年２月９日（火）正午までに当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課に提出すること。

㋒　郵送による入札書の提出期限は、平成28年２月９日（火）正午（郵送による入札の提出場所は、当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課）

㋓　開札は、平成28年２月10日（水）午前10時　当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局にて行う。

⑸　工事費内訳書の提出方法　入札に際しては、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を次により提出すること。

なお、提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

ア　電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを同時送付すること。ただし、工事費内訳書ファイルの容量が２ＭＢを超える場合は、別途、郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。